

3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン (MOCA) を取り扱う業務の健康管理手帳における健康診断項目 (案)

	特殊健康診断項目	健康管理手帳における健康診断項目 (案)
一次健診	<p>(1) <u>業務の経歴の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</u></p> <p>(3) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンによる<u>上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>(4) <u>上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></p> <p>(5) 尿中の潜血検査</p> <p>(6) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>尿中の3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンの量の測定 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</u> ・ 尿沈渣検鏡の検査 ・ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 ・ 肝機能検査 ・ 腎機能検査 	<p>(1) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>(2) 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>(3) 尿中の潜血検査</p> <p>(4) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尿沈渣検鏡の検査 ・ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

	特殊健康診断項目	健康管理手帳における健康診断項目（案）
二次健診	<p>(1) <u>作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</u></p> <p>(2) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膀胱鏡検査 ・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 ・胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査 ・喀痰の細胞診 ・気管支鏡検査 	<p>(1) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膀胱鏡検査 ・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

（注）下線部は、当該業務に常時従事する労働者に限って実施する急性の症状等に係る健診項目。